



長野県告示第526号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとしました。

平成28年9月26日

長野県知事 阿部 守一

| | |
|-------------|-------------------------------------|
| 登録番号 | 第8号 |
| 登録年月日 | 平成13年8月30日 |
| 地域登録検査機関の名称 | ながの農業協同組合 |
| 代表者氏名 | 代表理事組合長 豊田 実 |
| 主たる事務所の所在地 | 長野県長野市大字中御所字岡田131-14 |
| 登録の区分 | 品位等検査 |
| 農産物の種類 | 国内産もみ、国内産玄米、国内産小麦、国内産大麦、国内産大豆、国内産そば |
| 農産物検査を行う区域 | 長野県 |

農産物検査員

| 氏名 | 住所 | 農産物の種類 | 証明書番号 |
|-------|------------------------|-------------------|----------|
| 小林 篤 | 長野県千曲市寂蒔668-2 | もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば | K1113305 |
| 青木 紀明 | 長野県千曲市大字杭瀬下164 | もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば | K1114346 |
| 池田 淳一 | 長野県千曲市大字若宮975 | もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば | K1114347 |
| 宮下 一雄 | 長野県埴科郡坂城町大字南条3816 | もみ、玄米、小麦、大麦、大豆 | K1115407 |
| 湯本 秀樹 | 長野県高井郡木島平村大字往郷579-4 | もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば | K1118117 |
| 割田 伸介 | 長野県中野市片塩106 | もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば | K1118118 |
| 堀内 佑介 | 長野県中野市大字片塩7-1 | もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば | K1124365 |
| 齊藤 隼也 | 長野県須坂市墨坂1-16-2 | もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば | K1126065 |
| 小林 俊一 | 長野県中野市大字更科410番地 | もみ、玄米、大豆、そば | K1115551 |
| 上田 哲 | 長野県下高井郡山ノ内町戸狩597番地 | もみ、玄米、大豆、そば | K1155552 |
| 児玉 富男 | 長野県中野市中野1479番地30 | 玄米、そば | K1126146 |
| 高橋 昌人 | 長野県飯山市大字常郷1248-1 | もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば | K1112057 |
| 小林 明 | 長野県飯山市大字豊田3098-2 | もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば | K1112058 |
| 浦山 善安 | 長野県中野市大字草間1814-26 | もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば | K1113170 |
| 山岸 正明 | 長野県下高井郡木島平村大字上木島1103-2 | もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば | K1113171 |
| 宮沢 康弘 | 長野県飯山市大字豊田7208 | もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば | K1113172 |
| 高橋 正和 | 長野県飯山市大字飯山316-6 | もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば | K1113173 |
| 内堀 喜博 | 長野県飯山市大字飯山493-12 | もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば | K1114181 |
| 宮川 直樹 | 長野県下水内郡栄村大字堺5531 | もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば | K1114182 |
| 上原 広樹 | 長野県飯山市大字照里1035-7 | もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば | K1115203 |

| | | | |
|--------|-------------------------|-------------------|----------|
| 藤巻 浩之 | 長野県飯山市大字静間729-7 | もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば | K1115204 |
| 小林 和文 | 長野県飯山市大字静間688 | もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば | K1115205 |
| 佐藤 忠雄 | 長野県飯山市大字天神堂30-1 | もみ、玄米、大麦、大豆、そば | K1116133 |
| 高橋 彰 | 長野県飯山市大字常郷2268 | もみ、玄米、大麦、大豆、そば | K1116134 |
| 六川 宏道 | 長野県飯山市大字木島1658 | もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば | K1116135 |
| 小島 直人 | 長野県中野市片塩374-1 | もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば | K1116136 |
| 丸山 義治 | 長野県飯山市大字旭1679-1 | もみ、玄米、小麦、大麦、そば | K1117058 |
| 森 博之 | 長野県下高井郡野沢温泉村大字豊郷6774 | もみ、玄米、小麦、大麦、そば | K1117059 |
| 石澤 弘幸 | 長野県飯山市大字蓮2665-1 | もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば | K1118029 |
| 藤木 亮 | 長野県中野市大字笠原198-3 | もみ、玄米、大麦、大豆、そば | K1118028 |
| 渡辺 健二 | 長野県飯山市大字照岡223-イ | もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば | K1119064 |
| 高橋 徹也 | 長野県飯山市大字常盤1145-1 | もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば | K1119065 |
| 内山 淳 | 長野県飯山市大字静間2413-1 | もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば | K1121087 |
| 小林 理沙 | 長野県飯山市大字野坂田466-1 | もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば | K1121088 |
| 大日方 功 | 長野県飯山市常盤5767 | もみ、玄米、小麦、大麦 | K1122049 |
| 岩月 隆志 | 長野県中野市大字片塩438-11 | もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば | K1124367 |
| 坂口 稔明 | 長野県中野市大字上今井747-1 | もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば | K1124366 |
| 福山 真一 | 新潟県妙高市大字樽本丙1101-76 | もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば | K1124368 |
| 石田 皓 | 長野県中野市小田中95-2リヴェィエール203 | もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば | K1125138 |
| 月岡 秀樹 | 長野県飯山市大字木島709-1 | もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば | K1126066 |
| 田中 健介 | 長野県飯山市大字常盤5838-1 | もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば | K1126067 |
| 荻原 志久 | 長野県飯山市大字常郷41-2 | もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば | K1126068 |
| 青木 拓朗 | 長野県下高井郡木島平村往郷3165 | もみ、玄米、小麦、大豆、そば | K1126280 |
| 松本 俊之 | 長野県下高井郡木島平村大字上木島1634-1 | もみ、玄米、小麦、大豆、そば | K1126281 |
| 今清水 肇仁 | 長野県飯山市大字緑1150 | もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば | K2028025 |
| 服部 昌史 | 長野県飯山市大字緑694-ロ | もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば | K2028026 |
| 高池 晴美 | 長野県長野市大字大豆島563-2 | もみ、玄米、小麦、大豆、そば | K2028033 |

| | | |
|------------|------------|--|
| 成分検査業務受委託先 | 受委託の区分 | |
| | 登録検査機関の名称 | |
| | 代表者氏名 | |
| | 主たる事務所の所在地 | |

| | |
|----|-------------|
| 備考 | 農産物検査員の新規登録 |
|----|-------------|

農産物検査員が農産物検査を行う農産物が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ（飼料用もみ）又は玄米（飼料用玄米）と記載する。

農業技術課

長野県告示第527号

国土調査法（昭和26年法律第180号）の規定に基づく土地分類基本調査を次のとおり実施します。

平成28年9月26日

長野県知事 阿部守一

- 1 国土調査として指定された年月日
平成28年9月1日
- 2 調査を実施する者の名称
長野県
- 3 調査地域
測量法（昭和24年法律第188号）第27条第2項の規定により、国土交通大臣の刊行した5万分の1地形図の次の図幅内の地域
時又（長野県の区域に限る。）
満島（長野県の区域に限る。）
- 4 調査期間
平成28年9月26日から平成29年3月31日まで

農地整備課

長野県告示第528号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成28年9月26日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
長野市戸隠字勝負平895、897、899から901まで、903、914
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第529号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成28年9月26日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
上伊那郡飯島町七久保3013の81（次の図に示す部分に限る。）

- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第530号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成28年9月26日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
上伊那郡中川村大草5662の1・5667の1・5668の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、5652の1、5652の3、5660、5663の4、5663の5
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第531号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成28年9月26日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所

木曾郡南木曾町吾妻218の6 (次の図に示す部分に限る。)

- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び南木曾町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第532号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成28年9月26日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
伊那市(次の図に示す部分に限る。)
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び伊那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第533号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成28年9月26日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡豊丘村(次の図に示す部分に限る。)
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び豊丘村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第534号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成28年9月26日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
木曾郡南木曾町(次の図に示す部分に限る。)
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び南木曾町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課